

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工事件名	中央区立八丁堀区民館等複合施設改築工事 (建築・地中障害撤去追加工事)
2 施行場所	東京都中央区八丁堀四丁目13番
3 対象業種	建築工事
4 工事概要	既成杭の撤去・処分（新築工事干渉部） 既存基礎解体及び根切工事の発生土に混入するガラ等の処分
5 工期	令和8年3月18日まで
6 契約金額	22,440,000円（税込み）
7 契約締結日	令和7年4月1日
8 契約の相手方 の住所及び商号 又は名称	東京都中央区銀座二丁目9番17号 坪井・月島建設共同企業体 坪井工業株式会社 代表取締役社長 坪井 晴雅
9 随意契約締結 の理由	現在、中央区立八丁堀区民館等複合施設改築工事（建築工事）を坪井・月島建設共同企業体にて施工中である。 本工事にて既存建物の基礎解体及び根伐り作業を始めたところ、地中障害が確認され撤去する必要が生じた。 施工上同一現場での交錯、繁雑を避け、工程管理に支障を来たさぬよう工事を進めるためには、現在本工事を施工中の上記業者が施工することがもっとも有効である。 さらに、経費についても概ね26%の削減を図ることができる。 以上のことから現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進められる同者と随意契約を締結するものである。
10 根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号